航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

1　航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。
2　航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行う高度に専門的な能力を有すること。
3　護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。
4　その他応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。

［略］

別表第二（第六条関係）

種別	試験区分	科目	判定の基準
空港保安警備業務	学科試験	警備業務に関する基本的な事項	1　警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を有すること。 2　警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。
		法令に関すること。	1　法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。 2　航空法、航空機の強取等の処罰に関する法律、外交関係に関するウィーン条約その他空港保安警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識を有すること。
		乗客等の接遇に関すること。	1　乗客等の接遇を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。

航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

1　航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における警察機関その他の関係機関への連絡を行う高度に専門的な能力を有すること。
2　航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における乗客等の避難等の措置並びに当該物件の処理及び当該不審者の監視を行う高度に専門的な能力を有すること。
3　護身用具の使用方法その他の護身の方法に関する高度に専門的な能力を有すること。
4　その他応急の措置を行う高度に専門的な能力を有すること。

［同上］

別表第二（第六条関係）

種別	試験区分	科目	判定の基準
空港保安警備業務	学科試験	警備業務に関する基本的な事項	1　警備業務実施の基本原則に関する専門的な知識を有すること。 2　警備員の資質の向上に関する専門的な知識を有すること。
		法令に関すること。	1　法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関する専門的な知識を有すること。 2　航空法、航空機の強取等の処罰に関する法律、外交関係に関するウィーン条約その他空港保安警備業務の実施に必要な法令に関する専門的な知識を有すること。
		乗客等の接遇に関すること。	1　乗客等の接遇を行うため必要な事項に関する専門的な知識を有すること。